

【全国健康保険協会 千葉支部】

第15回 健康保険委員研修会

健康保険給付

「出産手当金」 「出産育児一時金」

《 H28.9.6：千葉市文化センター／H28.9.8：匝瑳市商工会》

## 出産手当金

“被保険者が” 出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給されます。



※被保険者でも、任意継続被保険者は対象外です。

ただし、資格喪失後の継続給付に該当する場合は除きます。→P. 12ページ参照

※被扶養者の方が出産のために仕事（パートやアルバイト等）を休んで、給与を受けられない場合は、支給対象外 です。

※出産手当金の申請期限は、休業していた日ごとに、その翌日から2年以内です。

2年を経過すると時効により請求権が消滅することになります。

出産手当金を受給するためには、次の2つの条件を全て満たす必要があります。

1

出産のために仕事を休んでいること

2

休んだ期間について、給与の支払いがないこと

→給与の支払いがあっても、その額が出産手当金の額より少ない時は、その差額が支給されます。

同じ休業補償の給付金であっても傷病手当金とは条件が異なります。

## 出産手当金

- 1.仕事を休んでいること
- 2.給与の支払いがないこと

## 傷病手当金

- ✕ 1.業務外の事由による病気やケガのため療養中であること
- ✕ 2.労務不能で仕事に就くことができない状態であること
- ✕ 3.連続する3日間（待期期間）を含み4日以上仕事を休んでいること
- 4.給与の支払いがないこと

## 《傷病手当金と異なる点》

★「仕事を休んでいること」の条件に、「療養中」である必要や「労務不能であるという医師の診断」は不要です。所定の産前産後期間中に、仕事を休んでいる期間があれば支給対象です。

★連続する3日間の待期期間はありません。また、連続して4日以上休んでいることという条件もありません。連続して休んでいなくても、所定の産前産後期間中であれば支給対象となります。

★出産予定日や出産日で産前産後期間（申請可能期間）が確定します。

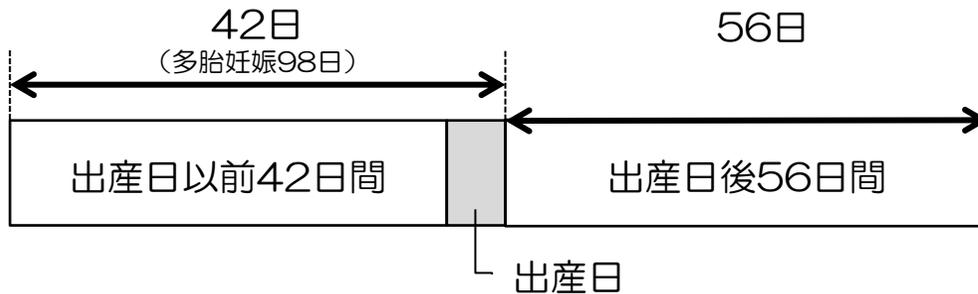
# 出産手当金申請可能期間とは？

一般的によく言う期間は・・・

$$\text{出産日以前42日} + \text{出産日後56日目} = \text{産前産後の98日}$$

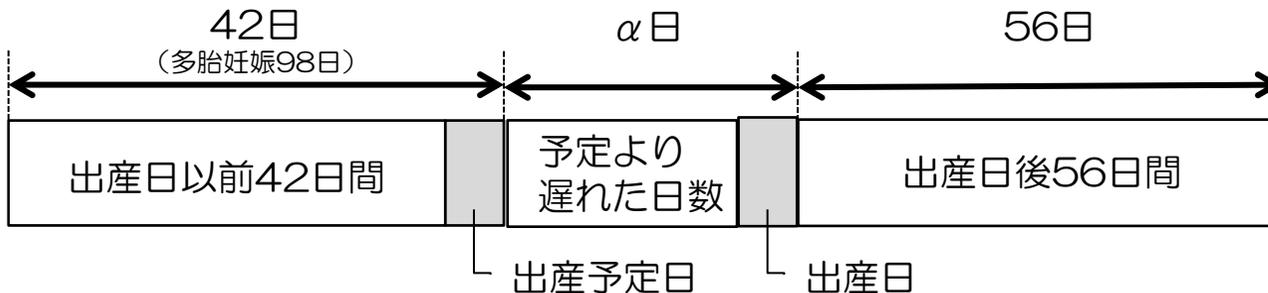
※ただし、出産が予定日後のときは出産予定日以前42日です。また、多胎妊娠の場合は98日となります。

## ● 出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合



★申請可能期間=42日+56日

## ● 出産予定日より遅れて出産した場合



★申請可能期間  
=42日+ $\alpha$ 日+56日

# 産前産後期間の確認方法 1

● 「健康保険の事務手続き」冊子のP.35を参照

(例1) 出産予定日：3月3日 出産日：3月1日

## ● 産前産後期間一覧表

産前42日(多胎の場合は98日)産後56日・(

出 産 日	1月出産		2月出産		① 3月出産		産 後 開
	産前 開始日	産後 終了日	産前 開始日	産後 終了日	産前 開始日	産後 終了日	
② 1	11/21	2/26	12/22	3/29(3/29)	③ 1/19(1/20)	④ 4/26	2/19
2	11/22	2/27	12/23	3/30(3/29)	1/20(1/21)	4/27	2/20
3	11/23	2/28	12/24	3/31(3/30)	1/21(1/22)	4/28	2/21
4	11/24	3/1(2/29)	12/25	4/1(3/31)	1/22(1/23)	4/29	2/22
5	11/25	3/2(3/1)	12/26	4/2(4/1)	1/23(1/24)	4/30	2/23
6	11/26	3/3(3/2)	12/27	4/3(4/2)	1/24(1/25)	5/1	2/24
7	11/27	3/4(3/3)	12/28	4/4(4/3)	1/25(1/26)	5/2	2/25
8	11/28	3/5(3/4)	12/29	4/5(4/4)	1/26(1/27)	5/3	2/26
9	11/29	3/6(3/5)	12/30	4/6(4/5)	1/27(1/28)	5/4	2/27
10	11/30	3/7(3/6)	12/31	4/7(4/6)	1/28(1/29)	5/5	2/28
11	12/1	3/8(3/7)	1/1	4/8(4/7)	1/29(1/30)	5/6	3/1
12	12/2	3/9(3/8)	1/2	4/9(4/8)	1/30(1/31)	5/7	3/2
13	12/3	3/10(3/9)	1/3	4/10(4/9)	1/31(2/1)	5/8	3/3
14	12/4	3/11(3/10)	1/4	4/11(4/10)	2/1(2/2)	5/9	3/4
15	12/5	3/12(3/11)	1/5	4/12(4/11)	2/2(2/3)	5/10	3/5
16	12/6	3/13(3/12)	1/6	4/13(4/12)	2/3(2/4)	5/11	3/6
17	12/7	3/14(3/13)	1/7	4/14(4/13)	2/4(2/5)	5/12	3/7
18	12/8	3/15(3/14)	1/8	4/15(4/14)	2/5(2/6)	5/13	3/8
19	12/9	3/16(3/15)	1/9	4/16(4/15)	2/6(2/7)	5/14	3/9
20	12/10	3/17(3/16)	1/10	4/17(4/16)	2/7(2/8)	5/15	3/10
21	12/11	3/18(3/17)	1/11	4/18(4/17)	2/8(2/9)	5/16	3/11
22	12/12	3/19(3/18)	1/12	4/19(4/18)	2/9(2/10)	5/17	3/12
23	12/13	3/20(3/19)	1/13	4/20(4/19)	2/10(2/11)	5/18	3/13
24	12/14	3/21(3/20)	1/14	4/21(4/20)	2/11(2/12)	5/19	3/14
25	12/15	3/22(3/21)	1/15	4/22(4/21)	2/12(2/13)	5/20	3/15
26	12/16	3/23(3/22)	1/16	4/23(4/22)	2/13(2/14)	5/21	3/16
27	12/17	3/24(3/23)	1/17	4/24(4/23)	2/14(2/15)	5/22	3/17
28	12/18	3/25(3/24)	1/18	4/25(4/24)	2/15(2/16)	5/23	3/18
29	12/19	3/26(3/25)	1/19	4/26(4/25)	2/16(2/17)	5/24	3/19



この冊子のP.35に一覧表が載っています！

## 【解説】

1. 予定日と出産日を比較します。
2. 早い方の日付で産前を数えるので・・・  
3月1日を探して産前を確認します。  
(①～③の順に確認します。)
3. 次に産後を数えます。  
予定日よりも出産日が前にあるので、  
産後も出産日で数えます。(④)
4. 申請可能期間は、1/19～4/26です。

# 産前産後期間の確認方法2

## ●配布資料「出産手当金支給日早見表（平年用）」を参照

(例2) 出産予定日：3月3日 出産日：3月10日

### 【解説】

1. 予定日と出産日と比較します。
2. 早い方の日付で産前を数えるので・・・  
3月3日を探して産前を確認します。  
日付の上書いてある日が産前開始日です。
3. 次に産後を数えます。  
予定日よりも出産日が後なので、産後は  
出産日で数えます。  
日付の下に書いてある日が産後終了日です。
4. 申請可能期間は、1/21～5/5です。

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7
	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10



出産手当金支給日早見表

出産手当金支給日早見表

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

出産手当金支給日早見表

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

↑ 単胎用

↑ 多胎用

※うるう年用があります。

●回答は当ページ下部に記載しています。早見表を使って、産前産後期間を求めてみてください。

※平年用を使って、数えてください。ただし、必要な時だけうるう年用を利用してください。

【単胎】

【多胎】



出産予定日：5/1 出産日：5/10

→産前： 産後：

---



出産予定日：2/29 出産日：3/2

→産前： 産後：

---



出産予定日：6/12 出産日：5/30

→産前： 産後：

---



出産予定日：4/2 出産日：3/28

→産前： 産後：

---

○練習問題なので、どちらも利用していますが、実際はその年に合わせて使用してください。  
今年はうるう年用です。

<スイカ>産前：3/21 産後：7/5 <バナナ>産前：4/19 産後：7/25 <レモン>産前：11/24 産後：4/27 <トマト>産前：12/21 産後：5/23

## 出産手当金の支給額の計算方法は？

支給額の計算方法は、傷病手当金の支給額を求める方法と同じです。

出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2が支給されます。

$$\text{1日あたり支給額} = \frac{\text{直近1年間の標準報酬月額の平均額の30分の1}}{\quad} \times 2/3$$

### 《1日あたりの支給額の計算（例）》 支給を始める日：平成28年8月10日

平成27年				平成28年								
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
19万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万	22万

①平成27年9月～平成28年8月（直近1年間）の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30  
(19万+22万×11か月) ÷ 12 ÷ 30 = 7,250円（10円未満は四捨五入）

8/10：出産手当金支給

②1日あたり支給額  
7,250円 × 2/3 ÷ 3 = 4,833円（1円未満四捨五入）

★支給開始日以前の12か月以内で事業所に変更があった方は、以前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間がわかる書類を添付してください。

## Q1. 出産手当金はいつ申請すれば良いですか？

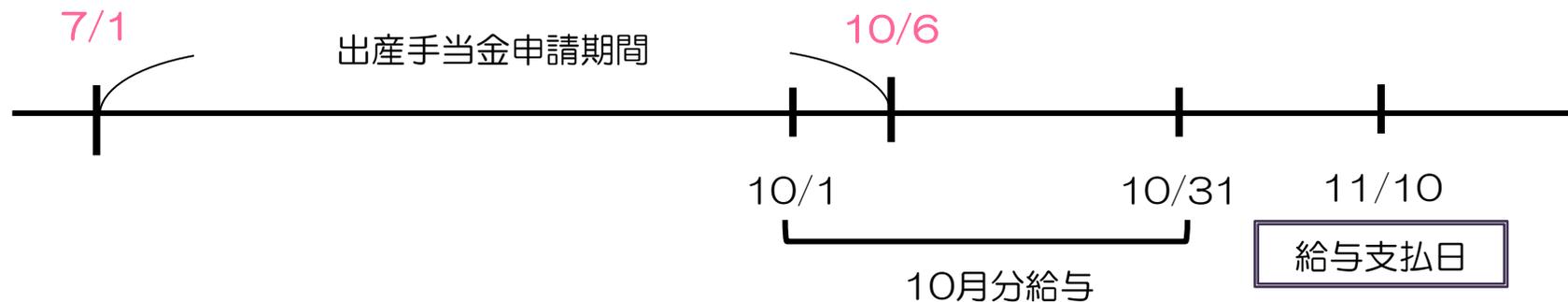


未来日の申請はできません。

産前産後分をまとめて1度で申請される方が多いです。

※分けて申請も可能です。詳しくはP.10~をご覧ください。

- (例) ・ 出産予定日：8月20日    ・ 出産日：8月11日（申請可能期間：7/1～10/6）  
・ 給与の締日：月末            ・ 給与支払日：翌月10日



★産前産後分をまとめて申請する場合、産後の10/6以降に申請書の提出は可能です。

ただし、10/6では10月分の給与の支払い状況の確認が取れないため、10月分給与の支払いがないと確定する、11/10以降に事業主証明欄を記入して提出してください。

## Q2. 出産手当金は分けて申請することはできますか？

 分けて申請することも可能です。 ※ただし「いつ」申請するか、時期によって注意点が異なります。

(例1) 1回目：出産前に申請（医師の証明が予定日のみ）  
2回目：出産後に申請 出産予定日：9/3 出産日：9/6

予定日から数える産前産後期間は、7/24～10/29ですが、出産日は前後する可能性があります。なので、**予定日だけの医師証明で申請をする場合には最大でも予定日の9/3まで**しか支給することができません。予定日までの申請は可能ですが、もちろん“未来日の申請”はできませんのでご注意ください。

### 1回目 ※医師の証明は“予定日”だけ



### 2回目 ※出産日の証明が必須（予定日の証明はなくても良い）



## Q2. 出産手当金は分けて申請することはできますか？

(例2) 1回目：出産後に申請（医師の証明は予定日も出産日もあり）  
2回目：出産後に申請 出産予定日：9/3 出産日：9/6

産前産後期間は、7/24～11/1と確定です。  
産後の11月まで待てない！ということで、9月末で区切って申請する場合、とします。

### 1回目 ※予定日、出産日の証明あり



### 2回目 ※1回目の申請で医師の証明がそろっているので、2回目は省略可能



★（例1）の場合には、「予定日の証明」「出産日の証明」と2回証明をもらう必要がありますが、（例2）の場合には、1回の証明で分けて申請することができます。

Q3. 退職しても出産手当金はもらえますか？

◆喪失後の継続給付受給条件 **全て満たす必要があります！**

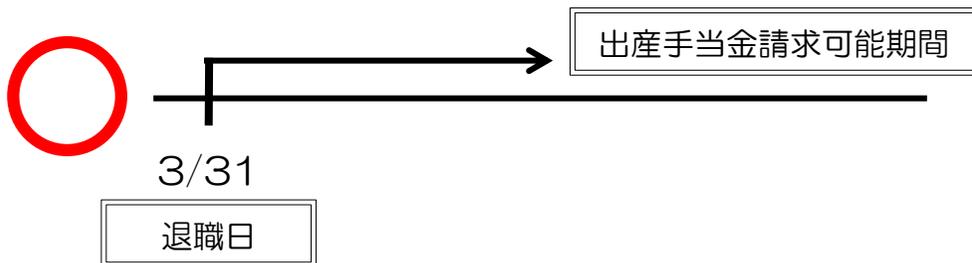
- ①退職日までに、継続して1年以上の被保険者期間があること
- ②退職日に出勤していないこと
- ③出産手当金の請求可能期間中に退職していること

《継続して1年以上の被保険者期間の例》

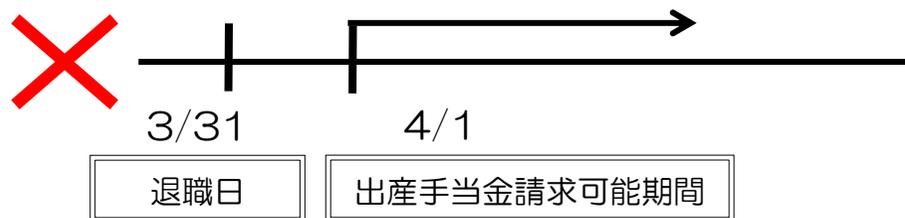


《出産手当金請求可能期間中に退職の例》

予定日：5/11（請求可能期間：3/31～7/6）



予定日：5/12（請求可能期間：4/1～7/6）



- ★実際の出産日が予定日よりも早くなっても在職期間中に重なるため◎
- ★実際の出産日が予定日より遅くなっても産前は予定日で数えるので◎

- ★実際の出産日が予定日よりも早くなったら請求可能期間に重なるので◎
- ★遅くなった場合には今の予定日の時点で請求可能期間が在職期間に重なっていないため×

Q4. 海外で出産した時の医師の証明はどうすれば良いですか？



申請書の医師・助産師記入欄にある項目を海外の出産した医療機関等の医師に証明してもらい、証明書の日本語訳を添付してください。

2ページ目 医師・助産師記入

出産者氏名	
出産予定年月日 平成 年 月 日	出産年月日 平成 年 月 日
出生児の数 (単胎) (多胎) ( )	生産または死産の別 (生産) (死産) (死産) ( )
上記のとおり相違ないことを証明する。 平成 年 月 日	
医療機関の所在地	
医療施設の名称	
医師・助産師の氏名	印 TEL ( )

+

★証明の日本語訳

翻訳者が署名  
翻訳者の住所及び電話番号を明記

★ご不明な点があれば、ご相談ください。

# 出産手当金支給申請書 記入例

1ページ 被保険者（申請者）記入

1 2 3

## 健康保険 出産手当金 支給申請書

被保険者(申請者)記入用

記入方法および添付書類等については、「健康保険 出産手当金 支給申請書 記入の手引き」をご確認ください。  
申請書は、複書で枠内に丁寧に記入ください。 記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイワ

記号	番号	生年月日	年	月	日
被保険者証の (たづね)	54030013 320	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	6	01	106
氏名・印 (フリガナ)	ケンポ ヤスコ 健保 康子	自署の場合は押印を省略できます。			
住所 (〒 000-0000)	千葉	〇〇市〇〇 1-1 △△ハイツ 202			
電話番号 (日中の連絡先)	TEL 090 XXXX XXXX				

金融機関 名称	〇〇	口座番号	3210123	口座名義	ケンポ ヤスコ
預金種別	1. 普通 3. 別座 2. 出座 4. 通知	口座番号	3210123	口座名義	1. 申請者 2. 代理人

被保険者 (申請者)	氏名・印	住所	TEL	平成	年	月	日
代理人 (口座名義人)	氏名・印	住所	TEL	委任者と 代理人との 関係			

「申請者・医師・助産師記入用」は2ページに続きます。>>>

① 被保険者の方が亡くなられて、相続の方が申請される場合は、申請される方の氏名を記入してください。  
(住所・振込口座も同様です。)  
生年月日は「被保険者」の生年月日を記入してください。

② ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、振込専用の漢数字三文字の店名・種別・口座番号を記入してください。

③ 被保険者（申請者）名義以外の口座希望の場合のみ記入してください。

# 出産手当金支給申請書 記入例

2ページ 被保険者（申請者）・医師・助産師記入

## 健康保険 出産手当金 支給申請書

1 2 3  
被保険者(申請者)・医師・助産師記入用

①

【出産前】  
出産予定日のみを記入  
【出産後】  
出産予定日と出産日の両方を記入

①

① 今回の出産手当金の申請は、出産前の申請ですか、それとも出産後の申請ですか。	2	1. 出産前の申請	2. 出産後の申請	
② 上記で「出産前の申請」の場合は、出産予定日をご記入ください。 「出産後の申請」の場合は、出産日と出産予定日をご記入ください。	出産予定日	平成 28 年 08 月 21 日	出産日	平成 28 年 08 月 23 日
③ 出産のため休んだ期間(申請期間)	平成 28 年 07 月 11 日から 平成 28 年 10 月 18 日まで	100 日		
④ 上記の出産のため休んだ期間(申請期間)の報酬を受けましたか、または今後受けられますか。	2	1. はい	2. いいえ	
⑤ 上記で「はい」と答えた場合、その報酬の額と、その報酬支払の基礎となった(なる)期間をご記入ください。	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円		

申請期間が未来日になっている場合、返戻になります。

②

出産者氏名	健保 康子		
出産予定年月日	平成 28 年 08 月 21 日	出産年月日	平成 28 年 08 月 23 日
出生児の数	1 (男) (女)	生産または死産の別	1 (産) (死産) (未)
上記のとおり相違ないことを証明する。	平成 28 年 08 月 31 日		
医療機関の所在地	千葉県〇〇市〇〇町123-4		
医療機関の名称	△△産婦人科		
医師(助産師)の氏名	保険 丸次郎	TEL	04X XXX XXXX

②

証明日が出産日前になっていないかご確認ください。  
医師の証明日が未来日になっている場合、返戻になります。

「生産または死産の別」の死産の場合、週数の記載が必要です。  
出産手当金の支給対象は在胎期間が12週を経過したもの(85日以上)です。

**健康保険 出産手当金 支給申請書** 1 2 3 事業主記入用

男務に属さなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払状況等をご記入ください。

① 被保険者の氏名を記入してください

② 2ページ（被保険者記入）の申請期間を含む賃金計算期間の勤務状況について、出勤は「○」、有給は「△」、公休日は「公」、欠勤は「/」で表示してください。

③ 申請期間を含む賃金計算期間の給与支払状況について記入してください。

被保険者氏名 **健保 太郎**

申請期間 平成 28 年 7 月 1 日 から 平成 28 年 7 月 31 日 計 8 日

上記の期間に対して、賃金を支払しました(します)か?  はい  いいえ

給与の種類  月給  時給給  日給  歩合給  日給月給  その他

賃金計算 締日 末 支払日 10

上記の期間を含む賃金計算期間の賃金支給状況をご記入ください。

区分	単価	7 月 1 日		月 日		月 日		賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。
		～ 7 月 31 日	日分	日分	日分	日分	日分	
基本給	1,000円/h	64,000						基本給計算方法 ①1,000円×8時間×8日 =64,000円 通勤手当→欠勤控除なし
通勤手当	20,000	20,000						
住居手当								
扶養手当								
学給								
手当								
現物給与								
計								

上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 28 年 11 月 5 日 担当 氏名 **社保 花子**

事業所所在地 **〇〇市〇〇町 1-2**

事業所名称 **△△運送 ××会社**

事業主氏名 **協会 一郎** **事業主印** 電話 **××× ( ××× ) ××××**

**記入例**

① 被保険者の氏名を記入してください

② 2ページ（被保険者記入）の申請期間を含む賃金計算期間の勤務状況について、出勤は「○」、有給は「△」、公休日は「公」、欠勤は「/」で表示してください。

③ 申請期間を含む賃金計算期間の給与支払状況について記入してください。また、支給した給与の計算方法についても記入してください。

【被保険者の方へ】

- お勤め先の事業所から証明を受けてください。賃金喪失日以後の期間に関する申請については、空欄でご提出ください。

【事業主の方へ】

- 男務に属さなかった期間を含む賃金計算期間(賃金計算の締日の翌日から締日の翌日の間の勤務状況)について、出勤した場合は○で、有給の場合は△で、公休日の場合は公で、欠勤の場合は/で表示してください。
- 給与の種類について、該当する給与の種類を選んでください。
- 賃金計算の締日および賃金の支払日をご記入ください。
- 男務に属さなかった期間を含む賃金計算期間における賃金支給状況についてご記入ください。また、賃金支給状況の異なる場合、賃金計算方法や欠勤控除計算方法等をご記入ください。

\*5ページを超えて証明する場合は、本ページをコピーして貼っている部分をご記入ください。

① 被保険者の氏名を記入してください

② 2ページ（被保険者記入）の申請期間を含む賃金計算期間の勤務状況について、出勤は「○」、有給は「△」、公休日は「公」、欠勤は「/」で表示してください。

(例) 給与の締日⇒毎月20日、申請期間⇒6/11～6/30の場合

⇒ 5/21～6/20、6/21～7/20について表示が必要となります

賃金台帳や出勤簿といった添付書類の提出は不要になりました。証明欄に記載いただいた内容で審査を行いますので、記入漏れ等ないようにご注意ください。

給与の種類、締日、支払日についても忘れずに記入してください

③ 申請期間を含む賃金計算期間の給与支払状況について記入してください。また、支給した給与の計算方法についても記入してください。

- ★申請書が鉛筆書き（下書き）のままになっていませんか
- ★修正液を使った修正をしていませんか
- ★訂正箇所には訂正印は押印されていますか
- ★出産のため休んだ期間（申請期間）は記入されていますか
- ★記入した日付は提出日以前の日付になっていますか
- ★医師・助産師記入欄に、記入漏れ・押印漏れはありませんか
- ★事業主証明欄の勤務状況は、申請期間についてすべて表示されていますか
- 
- 
- 



▼産前産後休暇・育児休暇中の保険料の免除に関するお問い合わせ

事業所管轄の年金事務所へお尋ねください。

▼育児休業給付金に関するお問い合わせ

事業所管轄のハローワークへお尋ねください。

【参考】育児休業給付金とは？

→育児休業期間中に支給される給付金のことです。

《支給要件》

・1歳未満の子を養育するため休業した場合において、休業を開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月（過去に基本手当の受給資格の決定を受けたことのある方については基本手当の受給資格決定を受けた後のものに限りません。）が通算して12か月以上必要です。

・産後休業（8週間・出産手当金支給対象期間）は含みません。

## 出産育児一時金

被保険者・被扶養者が出産したときに支給される給付金です。



支給額は1児につき42万円（在胎週数22週以降の出産で産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合）

※在胎週数22週未満の分娩の場合  
産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合 } 40.4万円



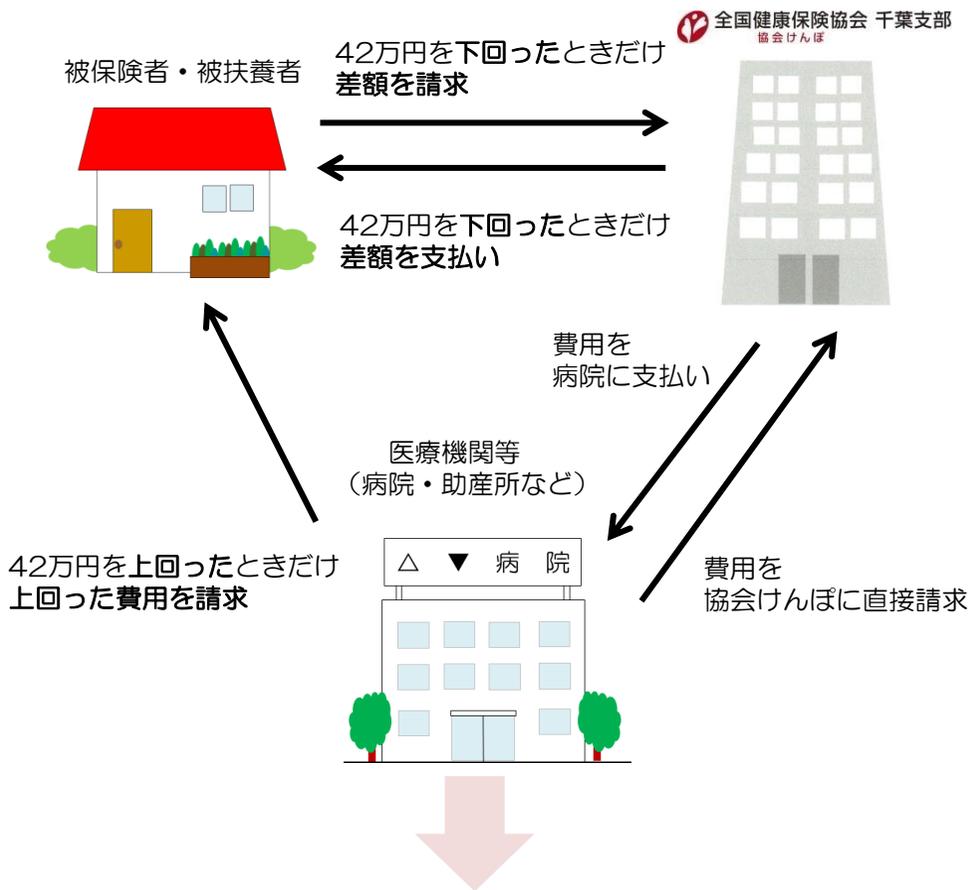
### Q.産科医療補償制度とは？

医療機関が加入する制度で、加入医療機関で出産され、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、赤ちゃんのご家族の経済的負担を補償するものです。

### Q.出産とは？

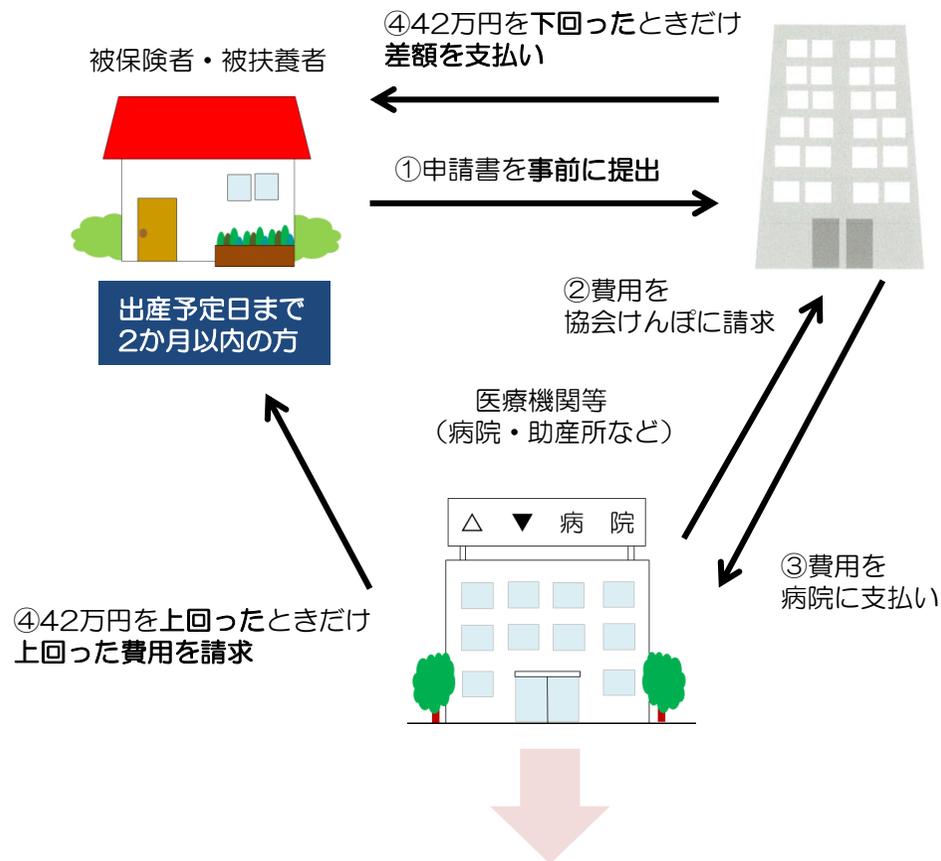
妊娠85日（4か月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。

## 直接支払制度（略図）

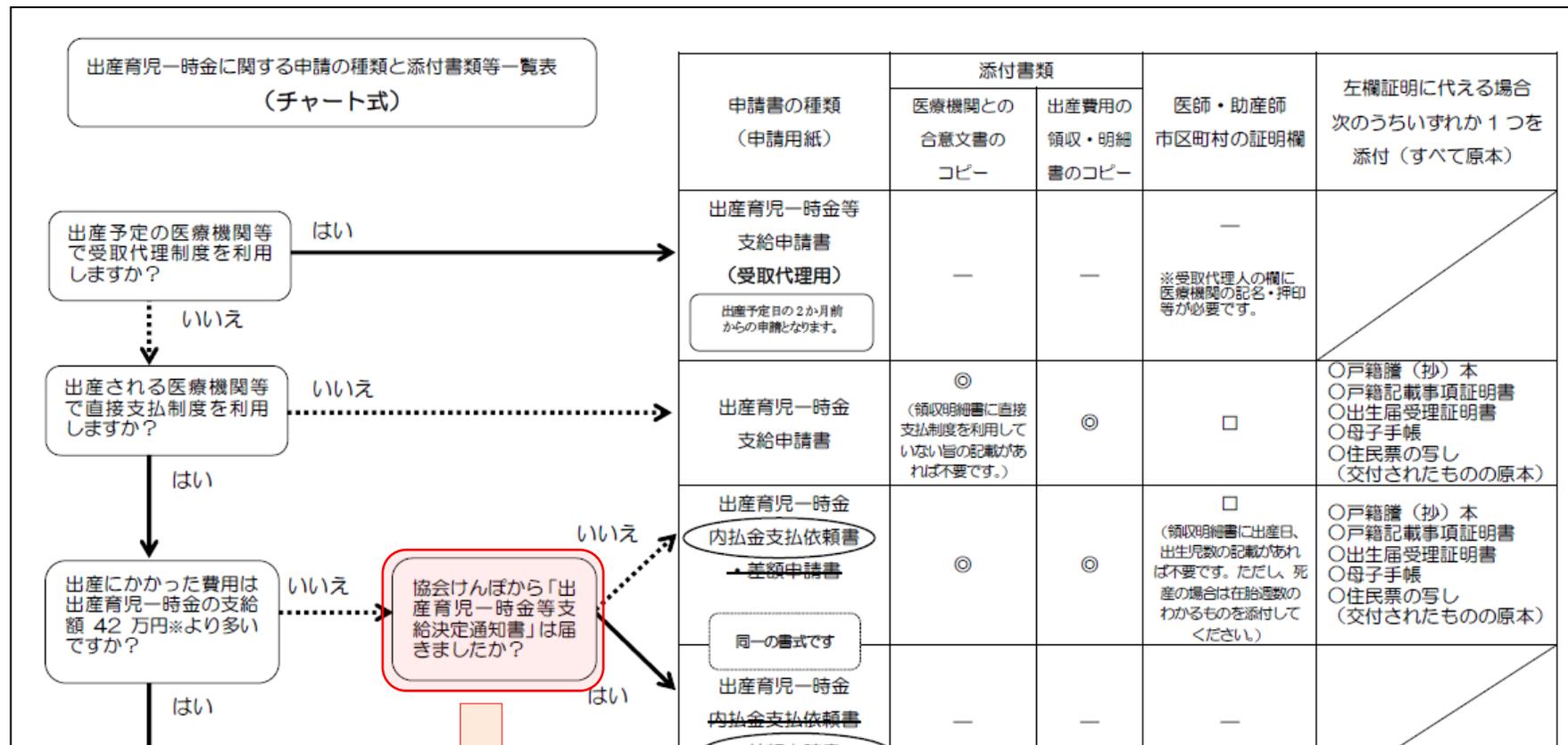


- ★直接支払制度が利用できるかどうかは、あらかじめ医療機関等にご確認ください。
- ★直接支払制度を利用する・しないの合意書に署名します。

## 受取代理制度（略図）



- ★受取代理制度を利用できる医療機関等は限られています。（千葉県内14カ所です。※28.6.1現在）



【直接支払制度を利用して費用が42万円を下回り差額を協会けんぽに請求していない方】

協会けんぽから『被保険者の方の登録住所』宛に“出産育児一時金等支給決定通知書”をお送りします。

被保険者の方の住所変更がきちんとされていないと、通知書が届かずに請求できるはずの一時金を受給することができなくなってしまいます。従業員の方の住所に変更があった場合には、必ず“住所変更届”を管轄の年金事務所へご提出をお願いいたします。

# 出産育児一時金等支給決定通知書の見本

お問い合わせ番号 7310-XXXX-XXXX  
 260-8645  
 千葉市中央区富土見2-20-1  
 日本生命千葉ビル 9階  
 全国健康保険協会 千葉支部  
 043-308-0621

平成28年 4月14日

## 出産育児一時金等支給決定通知書

医療機関等からの請求に基づき、下記のとおり出産育児一時金等の支払を行いましたので通知します。

記

1. 支給内容	出産育児一時金	
2. 出産者	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
3. 支給決定金額	支給決定金額	420,000円
4. 内訳	医療機関等へ支払った金額	386,020円
	未請求分の金額	33,980円
5. 出産年月日	平成28年 2月13日	

↑ 差額のこと

(注) 「未請求分の金額」について  
 上記4. 内訳に記載されている金額については、出産育児一時金等の支給決定金額から、加入者の皆様が直接支払制度に係る代理契約を締結した医療機関等に対し、全国健康保険協会が支払った金額を差し引いた金額（差額）を記載しております。恐れ入りますが、この金額（差額）を加入者の皆様へ振り込む手続きに必要なため、別紙の申請書に必要事項をご記入頂き、全国健康保険協会相道府県支部あてにご返送願います。

この通知書のことをご不明の点がある場合は、当支部までお問い合わせ下さい。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求できます。また、その審査請求の決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内に、全国健康保険協会を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

## 【図で解説】



この通知書が届いた方は、差額請求ができる方です。通知書とP.23～に掲載している印字済み申請書と返信用封筒をお送りします。

医療機関等から請求が来たことで、協会けんぽで費用等の情報がわかっているので印字済みの申請書を送付しています。

# 出産育児一時金差額申請書の例 1

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金 内払金支払依頼書 差額申請書 1 2 ページ  
 被保険者(申請者)記入用

記入方法および添付書類等については、「健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金 内払金支払依頼書差額申請書 記入の手引き」をご確認ください。  
 依頼書(申請書)は、税書で枠内に丁寧に記入ください。 記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ

被保険者証の (位)番号	記号	番号	生年月日	年	月	日
	54 03 00 13	54	<input checked="" type="checkbox"/> 納和 <input type="checkbox"/> 平成	60	03	10
氏名・印 (フリガナ)	ケンボ ヤスヨ		印			
	健 保 康 子		印			
住所 (〒 000 - 0000 )	〒 〇〇市〇〇 1-1		印			
電話番号 (日中の連絡先)	TEL ( )		印			
	△△ハイツ 202		印			

① 健保

金融機関 名称	(銀行) (信託) (郵便)	(本店) (支店)	(出店)
	(支店) (支所)	(支所) (支所)	(支所) (支所)
預金種別	<input type="checkbox"/> 1. 普通 3. 別段 <input type="checkbox"/> 2. 当座 4. 通知	口座番号	をすべて記入ください。
口座名義	平仮名カタカナ(姓と名の間は1マス空けて記入ください。漢字(1)、半角点(1)は1字として記入ください)		口座名義 の区分 <input type="checkbox"/> 1. 申請者 <input type="checkbox"/> 2. 代理人

②

被保険者 (申請者)	本申請に基づき助付金に関する受領を下記の代理人に委任します。	平成 年 月 日
氏名・印	住所 「被保険者(申請者)情報の住所と同じ	印
(〒 - ) TEL ( )		
代理人 (口座名義人)	住所	委任者と 代理人との 関係
氏名・印	フリガナ	印

③

「申請者・医師・市区町村長記入用」は2ページに続きます。 >>>

部分を記入していただきます。

① 印字済みの申請書なので、**押印が必須**です。押印漏れがあると返戻になってしまいますのでご注意ください。

② ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、振込専用の漢数字三文字の店名・種別・口座番号を記入してください。

③ 被保険者(申請者)名義以外の口座希望の場合のみ記入してください。

# 出産育児一時金差額申請書の例2

健康保険 被保険者 家 族 出産育児一時金 内払金支払依頼書 差 額 申 請 書

1 2 ページ

申請者・関係者・市区町村書記入用

被保険者氏名 **健 保 康 子**

申請内容

① 出産した者  1. 被保険者 2. 家族(被扶養者)

①-① 家族の場合は  
その方の 氏名 **ケンポ ヤスコ** 生年月日  令和  平成 **60**年 **03**月 **10**日

② 出産した年月日 平成 **28**年 **02**月 **13**日

③ 出産または死産の別  1. 生産 2. 死産 3. 生産・死産同在

①-① 「生産」の場合  
出生別数  人 ①-② 「死産」の場合  
死産別数  人 ①-③-④ 「死産」の場合  
妊娠経過期間 月  日  日

④ 出生児の氏名

⑤ 出産した医療機関等 名称 **△▼△産婦人科** 所在地

⑥ 出産した方  
 ●被保険者 → 退団後6か月以内の出産ですか。  1. はい 2. いいえ  
 ●家 族 → 協会けんぽに加入後6か月以内の出産ですか。  1. はい 2. いいえ

「はい」の場合、「被保険者名」と「記号・番号」をご記入ください。 保険者名

⑥-① ●被保険者 → 現在加入している保険者について  
 ●家 族 → 協会けんぽ加入前に加入していた  
 保険者について 記号・番号

⑥-①-④ 同一の出産について、  
 ⑥-①の被保険者より出産育児一時金を  1. 受けた/受ける予定 2. 受けない

① 印字されていない部分をご記入ください。

 必要事項の記入・押印後、同封の返信用封筒で協会けんぽまでお送りください。  
 不備等ない場合には、受付してから2～3週間程度でお振込みになります。